

経営革新計画の申請をお考えの方へ

(計画の作成から承認までの流れ)

手順	特記事項等
①お問合せ	○経営革新の概要や制度についてのお問合せ ・最寄りの商工会議所、商工会 ・最寄りの中小企業振興事務所
②申請書の準備	○申請書様式は、県のホームページ(経営革新)からダウンロードできます。
③申請書作成 添付書類準備	○ホームページの申請書記入例や記入要領を参考に作成してください。 ○必要な添付書類をご準備してください。 ○中小企業庁や他県の様式では受付できませんので、ご注意願います。
④経営革新計画策定支援	○経営革新計画の作成に当たっては、商工会議所・商工会の経営指導員、認定支援機関にご相談ください。
⑤策定指導員によるアドバイスの 予約 ⑥申請書データの事前送付	○申請書ができて、中小企業振興事務所へ提出する前に、必ず「⑧経営革新計画策定指導員によるアドバイス」を受けてください。予約の連絡は中小企業振興事務所へお願いします。 ○アドバイスの場所は、商工会議所・商工会等になりますので、予約時に確認願います。 ○予約の際に、事前に申請書の電子データを中小企業振興事務所へメールで送付していただきます。
⑦申請書の補正	○「⑥申請書データの送付」から「⑩申請書の受付」までの間に、記入漏れや内容の修正・追記等の補正を行います。
⑧策定指導員によるアドバイス	○経営革新計画策定指導員によるアドバイスは、経営者と経営指導員との同席により行います。 ○ヒアリングに際しては、申請書類一式のほか、既存事業と新規事業の内容について分かりやすく説明した資料や商品等がありましたらご持参願います。 ○経営者と経営指導員から経営革新の内容を具体的に説明していただいた上で、経営革新計画策定指導員が書類作成のアドバイスを行います。(90～120分程度) ○補正等でご不明な点があれば、必要に応じ策定指導員が商工会議所・商工会等に出向いて、書類作成のアドバイスを行います。
⑨申請書の再提出	○記入漏れや内容の修正・追記等の補正に日数を要する場合がありますので、「⑤策定指導員によるアドバイスの予約」は、できるだけ早めにご連絡してください。
⑩申請書の受付	○月末までに補正を終えて申請書が完成した場合、中小企業振興事務所です受付します。 ○当月末までに受付した案件は、翌月の審査会で審査されます。 ○補正が間に合わない場合は、翌月以降の受付となりますので、ご了承願います。
⑪審査会	○審査は、書類審査となります。
⑫承認、不承認、保留	○審査結果は書面で通知します。 ○保留(内容に疑義がある)の場合は、申請書を修正した上で翌月再審査となります。

経営革新計画承認制度の相談先、策定指導員によるアドバイスの予約受付先

地域	名称	電話番号	メールアドレス	所在地
福岡地域	福岡中小企業振興事務所	092-622-1040	fukuoka-sm@pref.fukuoka.lg.jp	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル1階
北九州地域	北九州中小企業振興事務所	093-541-5566	kitakyu-sm@pref.fukuoka.lg.jp	北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館5階
筑後地域	久留米中小企業振興事務所	0942-33-7228	kurume-sm@pref.fukuoka.lg.jp	久留米市城南町15-5 久留米商工会館3階
筑豊地域	飯塚中小企業振興事務所	0948-22-3561	iizuka-sm@pref.fukuoka.lg.jp	飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所ビル4階